#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

#### 南朝の官位をめぐる一考察

野田, 俊昭

https://doi.org/10.15017/24589

出版情報:九州大学東洋史論集. 15, pp. 22-44, 1986-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会

バージョン:

権利関係:

## 南朝の官位をめぐる一考察

野田俊昭

家する階層の人々である。三五門層は通常官界とは無縁のものである。甲族層は上級士人層に、次門層は下級士人層に、後門 次門層は郷品三、四、五品を得て、第七、八、九品に起家する階層の人々、 の存在がある。梁初までのものについて図式的にいうと、甲族層は郷品一、二品を得て、第五、六品に起家する階層の人々 宜位置づけられていたと考えられる。 層は上級庶民層に、三五門層は下級庶民層にほぼ相当する。なお、武人層(勲門)は甲族層、 東晋南朝の政治、社会を理解するうえで無視できないものとして、甲族、 後門層は郷品六、七、八、九品を得て、流外に起 次門、後門、 三五門といった家格のヒエラルキー 次門層、 後門層のいずれかに適

序

小論でいう官の「清濁」はそうした相対的なものとは異なり、その任用者を基準としたものである。)。 後門層は第七品官のうちの勲位を極官とするのが原則であった。官達上にみられる甲族層と次門層以下との差異と、先述した あるから、同一の官であっても上層のものから見れば「濁」であるものも、下層のものから見れば「清」 「清官」につくべきであり、次門層以下はそれ以外の官(以下「濁官」という)につくべきであった。( 当時は身分制の時代で 甲族、次門、後門の各集団は起家の点のみならず、就官する官についても区別がもうけられていた。甲族層は原則として ところで、甲族層と次門層以下とでは官達のうえでも区別があった。すなわち、甲族層は第一品官を、 次門層は第五品官を、 であることもある。

二品の諸官についてはとくに問題はないと思うが、東晋南朝になると第三品と第四品の官のなかには、 就官上の差異とを関連づけて考えると、第四品以上の諸官はすべて「清官」から成るということになる。

明らかに「濁官」とし

しかし、第一品と第

ての評価しか与えられていないと思われるものがいくつか存在している。

と考えられる。なお、後門層のつくべき官については、それを勲位、寒官とするという方法で解決がはかられている。これに ついてはすでに先学の指摘がある。しかし、ここにも後述するように若干の問題がある。 右の身分制と官制との間に存在する矛盾は、「濁官」化した官の官位を実質的に低下させるという方法で解決がはかられた

な措置は当然のこととされよう。 東晋南朝の天子は甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーを踏まえたうえで国政運営を行っており、 しかし、そうしたなかにあっても、東晋南朝の天子の支配権力のもつ独自性も、 その限りでは右のよう またこれを

想定することができるのである。

る<sup>3</sup> を保たせるという措置も、またとられているのである。こうした性格をもつ官として、御史中丞と中書通事舎人とが考えられ すなわち、「濁官」としての、あるいは勲位、寒官とされるべき要件を満しているにもかかわらず、 依然として旧来の官位

### 一官の「清濁」

もっぱらつくべきものとされた官がいくつかある。『通典』巻三十職官五十二太子家令に、太子家令について、 東晋から宋斉にかけて、それに対する評価が低下したため、 甲族層がそれにつくことを嫌い、主に次門層 (以下のもの) が

自宋斉以来、清流者不為之。

ぱら太子家令につくべきとされた清流以外のものとは、具体的にいうと次門層のことである。右に太子家令就官者として名前 とあり、その注に「沈約為斉文恵太子家令」とある。右に清流というのは甲族のことと考えてさしつかえない。 があげられている沈約は宋の奉朝請に起家し、斉の初めに太子家令についている。奉朝請は次門の代表的な起家官である。 次に、吏部郎以外の尚書郎(以下単に尚書郎という)がある。『北堂書鈔』巻六十に引く「山濤啓事」に、

旧選尚書郎極清望、号称大臣之副。

且台郎(尚書郎のこと)清顕、論望宜允者也、とあり、同書同巻に引く郭璞の「辞尚書郎表」に、

とあって、 る甲族層の評価は低下し、 西晋時代にあっては、尚書郎に対する評価は一様に高いものであった。しかし東晋から宋にかけて、尚書郎に対す それへの就官が忌避されるようになり、もっぱら次門層のつくべき官となった。『太平御覧』巻二

百十五に引く「晋中興書」に、

王坦之、字文度。選曹擬為尚書郎。坦之聞曰、自過江、尚書郎正用第二人、何得以此見擬。其子国宝、 除尚書郎。 国宝以為中興膏腴之族唯作吏部、 不作余曹郎。 怨之、辞不拝。 好傾側。

とあり、「宋書」巻五十九江智淵伝に、江智淵について、

ある。 著作佐郎(=著作郎)に起家するような家格をもつ人、つまり甲族のことをさすとすべきである。著作佐郎は甲族の起家官で とある。「晋中興書」に見える第二人というのは甲族以外の人、つまり次門のことをさし、江智淵伝に見える高流というのは 初為著作郎、……元嘉末、除尚書庫部郎。時高流官序、不為台郎。智淵門孤援寡、独有此選。意甚不説、

れにつくことを嫌い、もっぱら次門層がつくべきものとされたことが分かる。 さて、右の太子家令、尚書郎などとほぼ同様の変遷をたどった官に五校尉と散騎常侍とがある。まず、 いずれにしても以上見てきたところから、東晋から宋にかけて、尚書郎に対する甲族層の評価が低下したため、 五校尉について見る。 甲族層がそ

『晋書』巻二十四職官志に、

〔晋〕武帝甚重兵官。故軍校多選朝廷清望之士居之。

ら宋にかけて、その任用に変化が見られる。『太平御覧』巻二百四十二に引く「陶氏職官要録」に、 とあって、西晋時代にあっては、(五校尉を含む)軍校に多く名族が任用されていたことが示されている。 ところが、

興寧三年、桓温奏省五校尉。永初元年、復置、以叙旧勲

とある。興寧は東晋中期、 永初は宋初の年号である。

だけに五校尉は次門層(以下)の出身のものがもっぱらつくものとされた。(ただし、領官、 「清官」と併せもつ場合は、この限りではない。)。史上そうした例は数多い。 周知のように南朝にあっては、 武勲による除官は次門層以下の人々のすることであり、 甲族層の忌むところであった。 帯官などの形で他の本官として

の

越伝付蔡那伝に、彼の家について よって越騎校尉についたとされていることから、次門としてまずまちがいない。 ついている。州官起家は甲族、次門の両者の起家官として現われるが、官序の中途で員外散騎侍郎についていること、 いている。また、斉の文帝(蕭承之)の雍州主簿に起家した後、員外散騎侍郎についた蔡道恭が斉の建武末以前に越騎校尉に(ミ) 奉朝請と並ぶ次門の代表的な起家官である。宋の昇明末に、奉朝請に起家した王茂が斉時代のいずれかの時期に越騎校尉につ 初に歩兵校尉についている。また、斉の邵陵王の王国常侍に起家した張弘策が斉の極末に歩兵校尉についている。〔1〕 元初年に屯騎校尉についている。員外散騎侍郎は次門の官序の過程に現われる典型的な官である。 とすべきである。次門の出身のものとしては、 若干の事例をあげると、軍戸出身の黄回が軍勲によって宋の元徽初に屯騎校尉についている。 宋の元徽中に奉朝請に起家した後、員外散騎侍郎などに就いた曹景宗が斉の建 なお、 道恭の父は那で、『宋書』巻八十三宗 次に、 回は庶民 先にあげた沈約が斉 王国常侍は 戦功に 出身

卒している)ことなどによって次門としての家格をもつに至ったものと考えられる。 とあることから、もともと庶民(三五門)の家系であったが、 那が後に戦功などによって益州刺史に至った(ただし、 ゔ

蠲其調役。

家素富、而那兄局善接待賓客。客至無少多、皆資給之。以此為郡県所優異、

夫が軍勲によって射声校尉についている。農夫は恐らく庶民(三五門)出身であろう。また、(2) に起家した王玄載が宋の泰始初に長水校尉についている。王国侍郎も次門層の起家官である。宋時代のいずれ た裴昭明が斉の永明三年に射声校尉についている。太学博士も次門層の起家官の代表的なものである。 次に、軍勲により庶民(恐らく三五門)出身の宗越が宋の大明三年に長水校尉についている。(ミヒ) 宋の泰始中に太学博士に起家し また、宋の江夏王の王国侍郎 かの時期に任農

すべきである。そうした例は他にもいくつか見えるが、 ように、文人としての次門層の官序に現われることから、五校尉はもっぱら次門層のつくべき官として位置づけられていたと 十八何佟之伝に、何佟之についていて、 右に見たように庶民出身のものが軍勲によって五校尉のいずれかにつくこともあるが、沈約、 繁雑になるので典型的なものをひとつだけあげておく。『梁書』 裴昭明の例からもうかがえる

祖劭之、宋員外散騎常侍。父歆、斉奉朝請。佟之少好三礼、 起家揚州従事、 仍為総明館学士、 頻遷司徒車騎参軍事、 ……読礼論三百篇、 尚書祠部郎。……歴歩兵校尉、 略皆上口。 時太尉王倹為時 国子博士、 ……高祖 相

帝)踐阼、尊重儒術、以佟之為尚書左丞。……天監二年、卒官

とあ 父が奉朝請で、本人も州官に起家し、 その後尚書祠部郎などについている佟之はその家格を次門としてさしつかえな

ていた張欣泰について よう。『南斉書』巻五十一張欣泰伝に、州官に起家した後、尚書都官郎などにつき、斉の武帝の時に歩兵校尉で羽林監を領し 以上のように、 次門層がもっぱらつくべきとされていた五校尉が、「清官」としての評価をもちえなかったのは当然

杖廉察、欣泰停杖於松樹下、飲酒賦詩。制局監呂文度過見、啓世祖。世祖大怒、 下直輒游園池、著鹿皮冠、 不楽為武職駆使、当処卿以清貫。除正員郎 衲衣錫杖、 挾素琴。有以啓世祖者。世祖曰、 将家児何敢作此挙止。 遣出外。数日意稍釈、 後従車駕出新林。 召還、 謂之曰、 勅欣泰甲

とある。 各校尉についても該当しよう。 から歩兵校尉(及び羽林監)が「清官」として評価されていなかったことが知られる。これは他の屯騎、 欣泰は武人の次門とすべきである。清貫というのは甲族層のしめるべき官位、(2) つまり「清官」のこととされる。これ 越騎、

次に、散騎常侍について見る。『唐六典』巻八左散騎常侍に、散騎常侍について、

晋代此官選任愈重。(下略)。

免官された後、それを許されて散騎常侍に拝されようとした際、 とあるが、ここで、『晋書』巻七十四桓秘伝を見ると、東晋中期に中領軍であった桓秘は、 それを再三固辞している。 その時のこととして、 蘆竦の宮中乱入の責を負わされて

付け加えられていたのかもしれない。)。 さらに『宋書』巻八十四孔覬伝に、 とある。(秘は免官後、兄温、弟沖との間に確執があり、それに敗れて「廃棄」 されたとあるから、 さらに除名などの処分が

秘恥常侍位卑、故不応朝命。

どが次門出身のものであったと考えられる。(他官をもって散騎常侍を兼ねるという所謂帯帖及び他官をあわせもつのについ とある。 宋から散騎常侍の用人が改められた梁の「天監の改革」以前までの散騎常侍単独官者の顔ぶれを見た際、 そのほとん

晋世散騎常侍選望甚重、与侍中不異。其後職任閑散、用人漸軽。

いる。 は東晋から宋にかけて、 論で以下とりあげるものも、 甲族層によって散騎常侍への就官が忌避されたという事実はない。こうした場合、 したがって、 前掲の 散騎常侍の任用対象に変化が生じ、 『宋書』孔覬伝の散騎常侍についての記述は散騎常侍単独就官についてのものとすべきである。 その官序の過程で散騎常侍が単独で現われる場合である。)。とすると右に「用人漸軽」とあるの もっぱらそれに次門層を用いるようになったことを示したものと 甲族層もまた多く散騎常侍につい

されよう。

(9)李珪之(10)毛恵素(1)孔秀之(2)蕭琛(13)孔登(4)劉係宗(16)呂文顕(6趙景翼の十名である。このうち(6)劉伯龍(0)毛恵素(13孔登(6)(兼官のものも含む)。そのうち宋時代では(1)沈曇慶(2)顧琛(3)蕭恵開(4)殷琰(5)虞玩之(6)劉伯龍の六名、斉時代では(7)王詡ことが知られる官として少府があげられる。宋斉時代少府についたものは、管見の及ぶ限りでは十六名をあげることが については正史に専伝などがなく、 次に、前述の諸官のようにそれが「濁官」であることを明示した史料は存在しないようであるが、 その家格は考えがたい。この四名を除いた十二名のうち、 八名は次門、二名は後門 帰納的に 趙景翼 (8) 沈 彦 る 化した (もし

くは三五門)、残りの二名は甲族出身であったと考えられる。

ての出発点であるが、 ること、 散騎侍郎などについている。王国常侍の性格についてはすでに述べた。 いない。⑦王詡は付伝の形でしか正史に現われれていないが、その兄晏は宋の大明末に臨賀王の王国常侍に起家し、 書起部郎、 や尚書庫部郎などについており、 た。通常父子の家格に違いはないから、曇慶は次門の出身と考えてさしつかえなかろう。 ることが指摘されている。また、彼の父は恐らく員外散騎侍郎を極官としている。 かろう。 憲自身も州官に起家した後、 (8)沈憲はその祖父説道の極官が恐らく巴西・梓潼二郡の太守、 ①沈曇慶についてであるが、彼は州官に起家した後、尚書右丞などについている。尚書左右丞は次門の官序に現 尚書左丞などについていることから、 尚書右丞などについている。その起家年齢や就官した官の性格から考えて、 父祖ともに県令止りであったと考えられるから、 次門と考えてさしつかえない。⑤虞玩之は三十歳代で宋の東海王の行参軍に起家した後、 臨首令、 その家格は次門程度としてよかろう。 余杭令などにつぎつぎについていて地方官としての生活を長く送った後、 父琰の極官が恐らく北中郎行参軍であったと考えられ 以上から推して、詡も次門の出身と断じてまちが 次門の出身としてさしつかえない。 **員外散騎侍郎の性格についてはすでに述** (9)李珪之は州官に辟されたのが官吏とし その家格は次門程度としてまずまちが (2)顧琛は州官に起家した後、 累代地 方官止りと 後に員外 奉朝 ζì わ

とついている。その家格は次門である。 の家格は次門である。 いうのは次門の典型のひとつの型をなしている。⑴孔秀之は孝廉に挙げられた後、 (4)劉係宗と(5)呂文顕はいずれも『南斉書』の倖臣伝に載っているもので、その家格はせいぜい後門程度 四蕭琛は斉の太学博士に起家している。太学博士の性格についてはすでに述べた。 員外散騎侍郎、 尚書三公郎などにつぎつぎ

である

あり、 る。まず、蕭景開について見ると、景開が少府についたのは、彼が晋安王子勛の反乱に加担し、その罪を許された後のことで の出身で、もとより名族である。ただし、この両者の少府就官に至る事情を検討してみると、 格を上昇させたもので、恵開自身秘書郎に起家している。秘書郎は甲族の代表的な起家の官である。 い考えられるようなものではなかったが、その伯母が劉裕(のちの宋武帝)の継母であった関係から宋王朝の創設とともに家 最後に、 その就官には処罰的な色合いが濃い。 (3)蕭恵開と(4)殷琰とはいずれも甲族である。 まず、 (3)蕭恵開についてであるが、 彼の家はもともと名族とはとうて 問題点が少なからず存在してい (4)殷琰は陳郡長平の殷氏

事実、『宋書』巻八十七蕭景開伝を見ると、

(泰始)六年、除少府、加給事中。景開素剛、至是益不得志。

であり、甲族としての順調な官達を欠いたものと解せられぬこともない。 反乱に加担し、その罪を許された後に二度目の少府に拝されているのである。この際は蕭景開と同様の理由にでるものであろ は前後二回にわたって少府についている。二度目の少府就官は蕭景開の場合とその事情を同じくしている。 とあって、この人事に不満であったことが知られる。恐らく本資を下げられた結果であろう。次に、殷琰の場合であるが、 また、最初の少府就官についても、 琰が臧質の反乱に際して、 その進退を誤った結果、 尚方に繋がれた後に実現したもの 琰も晋安王子 彼

出身であること、甲族出身である残りの二名についても、 っぱら次門層のつくべき官とされていたことが推測される。今、右の推測をさらに確実なものにするため次の史料をあげる。 以上、宋斉時代の少府就官者十六名のうち、その家格が判名するもの十二名、 その就官が処罰的色彩の濃いものであったことなどから、 そのうち八名が次門出身、二名は恐らく後門

「南斉書」巻五十三沈憲伝に、

少府管掌市易、与民交関。

有吏能者、

皆更此職

- 28 -

からそれへの就官を嫌われて、 南朝の甲族層が吏能にとぼしかったこと、それどころか吏能有ることがかえって甲族層の軽蔑の対象にさえなってい 周知のことに属す。 もっぱら次門層のつくべき官とされるようになったと推測することは決して無理なことではな それだけに吏能有る者を用いるとされた少府が、先にあげた太子家令などの官と同様に甲族層

かろう。

のなかで自ら「南土寒士」としている。寒士は次門である。②劉休は奉朝請に起家した後、 のうち⑶沈憲と⑷李珪之が次門であることはすでにのべた。⑴鄧琬は晋安王子勛の乱の実質的な指導者で、反乱を決意した檄 使者についたものとして、 次に、都水使者が考えられる。これも少府と同じく財務系統の官で、 尚書中兵郎などについており、典型的な次門である。事例が少ないので推測の入る余地が大きいが、都水使者も「濁官」 管見の及ぶ限りでは(1)鄧琬(2)劉休(3)沈憲(4)李珪之の四名をあげることができる(兼官も含む)。こ 船舶、 漕運を掌る都水台の長官である。 劉彧(後の宋明帝)の湘東王国常 宋斉時代都水

と観念されていたとしてよかろう。

べきはずである第三品、 都水使者は第四品、散騎常侍と少府は第三品である。とすると、甲族層のつくべき官(=「清官」)のみによって構成され の官位を実質的に低下させるという方法で解決がはかられたと考えられる。 ついて見てきた。このうち太子家令は宋時代(恐らく斉時代も。以下同様)では第五品、 このような東晋南朝の甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーと官制との間に存在する矛盾は、第三品、 以上、東晋から宋にかけて、それに対する任用対象に変化が生じ、 第四品の諸官のなかに、もっぱら次門層のつくべき官(=「濁官」) もっぱら次門層のつくべきものとされ 尚書郎は第六品であるが、五校尉 が存在することになる。 第四品の たいくつ かの官に

## 二 「濁官」の官位

『南斉書』巻四十二王晏伝付(弟)王詡伝を見ると、王詡について、

為少府卿。六年、

勅位未登黄門郎不得畜女妓。

詡与射声校尉陰玄智坐畜妓、

免官、

にあっても変化なかった。 永明は斉の年号である。黄門郎(黄門侍郎が正式であるが、以下黄門郎という)は魏以来第五品で、それは宋斉時代 また、 東晋南朝を通じて「清官」の最たる地位を失うことはなかった。 一方少府は、 先に述べたよ

についてはすでに述べた。川合安氏はこれを例外的なものとされている。首肯すべき見解である。(マタ) 場合先述したように前後二回にわたって就官しており、二度目は黄門郎就官の後のことである。この二度目の就官に至る事情 五品の「清官」に及ばなかったことを示している。第一節であげた少府就官者のうち、宋時代では殷琰と李珪之、斉時代では うに第三品の 蕭琛がその官序の過程で少府と黄門郎の二官についているが、いずれも黄門郎就官以前に少府についている。ただし、殷琛の 「濁官」である。また、 五校尉は第四品の 「濁官」であった。右は「濁官」の第三品と第四品の官が、官序上第

『宋書』、『南斉書』、『梁書』のなかから典型的な事例をいくつか示すに止める。なお、射声校尉については右の王詡につい の記事に明白であるからこれ以上ふれない。『南斉書』巻五十一裴叔業伝に、裴叔業について、 次に、五校尉についてであるが、これらが官序上黄門郎の前に位置づけられていたことを示す例は数多い。繁雑になるの って で

建元元年、除屯騎校尉。……建武二年、……除黄門郎。

とあり、『南斉書』巻二十八劉善明伝に、劉善明について、

とあり、『宋書』巻六十八南郡王義宣伝付(子)劉愷伝に、劉愷について、

泰始初、……除善明為屯騎校尉。……沈攸之反、……仍遷散騎常侍領長水校尉、

転黄門侍郎

とあり、『南斉書』巻二十八蘇侃伝に、蘇侃について、

とある。なお、『宋書』巻六十一江夏文献王義真伝付(子)劉韶伝に、 劉韶について、

元徽初、……除歩兵校尉。……斉台建、為黄門郎領射声校尉、任以心膂

官至歩兵校尉。追贈中書侍郎、謚日烈侯。

職官三門下侍郎に、 よぶ)は宋斉時代、 とある。通常贈官は現任官ないしそれより上位の官位をもつ官が当てられたとすべきである。中書侍郎は 黄門郎と同じく第五品とされているが、官序上では黄門郎以前に位置づけられている。 『通典』巻二十一 (略して中書郎とも

とある。これは斉時代にあっても同様であろう。かくて劉韶についての記事も、 魏晋以来、給事黄門侍郎、 並為侍衛之官、員四人。宋制、武冠絳朝服、 多以中書侍郎為之。 五校尉(この際歩兵校尉) が官序上黄門郎の

黄門郎領後軍将軍。(下略)。

前に位置づけられていたことを示したものとなる。

次に、『宋書』巻五十一長沙景王道憐伝付 (孫)劉秉伝に、 劉秉について、

歷羽林監、越騎校尉、中書、黄門侍郎

とあり、同書巻五十三張茂度伝付(子)張永伝に、張永について、

(元嘉)二十三年、……徙為江夏王義恭太尉中兵参軍、越騎校尉、 振武将軍、 広陵南沛二郡太守。……明年(孝建三年)、

召為尚書左丞。……大明元年、遷黄門郎。

とある。ここに尚書左丞が見えるが、尚書左丞は宋斉時代第六品で、官序上黄門郎以前に位置づけられていた。 「通典」巻二

十二職官四尚書左右丞に

左右丞、……視中書郎、 遷黄門郎

とある。これは宋時代にあっても同様であろう。『梁書』 巻九柳慶遠伝に、柳慶遠について、

入為長水校尉。……中興元年、西台選為黃門郎。

とある。

以上より、「濁官」の第三品の少府と、同じく第四品の五校尉との官序上の地位が低くおさえられていたこと、つまりは右

の諸官の実質上の官位が「清官」の第五品官に及ばなかったことが確認されよう。

次に、散騎常侍と都水使者について見る。南朝における散騎常侍の官位について考える際、「天監の改革」 の一環として、

それの官位の改変を命じた梁の武帝の詔が参考になる。『梁書』巻二十一江蒨伝に、

とを示している。侍中はもとより名実ともに第三品である。また、『南斉書』巻五十二丘霊鞠伝を見ると、丘霊鞠が恐らく斉 とある。わざわざ「其官品視侍中」と命じているのは、自ずから旧来散騎常侍が第三品官としての実質をもっていなかったこ 天監六年、詔以侍中(散騎)常侍並侍帷幄、分門下二局入集書、其官品視侍中。

の武帝中に散騎常侍についたことを記した後、

とある。これも散騎常侍がとうてい第三品官としての実質をもっていなかったことを示したものとされよう。ここで、『通典』 霊鞠宋世文名甚盛、入斉頗減。……王倹謂人曰、丘公(霊鞠のこと)仕宦不進、 才亦退矣。

巻二十一職官三中書侍郎を見ると

とある。 実例として『梁書』巻二十五周捨伝に、 ……用散騎常侍為之。 周捨について、 天監六年以前のこととして、

累遷太子洗馬、 散騎常侍、中書侍郎 (下略

例のひとつとなるのではなかろうか。

経て尚書祠部郎についた後、中書(侍)郎になっている。中途に尚書郎をはさんでいるのでいささか躊躇されるが、これも実とあるものがあげられよう。中書侍郎の官序上の位置についてはすでに述べた。その他徐貌が、東晋の孝武帝中に散騎常侍を

之の場合は游撃将軍を以て都水使者を兼ね、都水使の兼を解かれた後、 に述べた。游撃将軍は官序上、後述するように黄門郎と同位か、もしくは下位に位置づけられている。 ている。沈憲の場合は尚書左丞につく以前に都水使者についている。 次に、都水使者についてであるが、先にあげた四名のうち、鄧琬、 尚書左丞の官序上の位置についてはすでに述べた。李珪 劉休の場合がいずれも黄門郎就官以前に都水使者につい 少府を兼ね、 ついで卒している。 少府については うすで

五品程度におさえられていたと想定しても、まず誤りなかろう。 かくて散騎常侍と都水使者についても、少府・五校尉などと同様にその実質的な官位が黄門郎程度、 すなわち の第

後軍将軍、 郎を基準にすえる方法でまとめてみると、その官序の過程で黄門郎就官以前に現われる将軍号として(中書侍郎、 ている。ここで宋斉時代、小論と直接関連する第三品と第四品の将軍号が官序上どのような現われ方をするか、 就官以前に現われるものも含む)、寧朔将軍、 いずれかを同時に含む人の場合のみあげている。)。 最後に将軍号について述べる。東晋南朝になると将軍号が乱発され、その結果とその卑賤化が著しくなったことが指摘され 右軍将軍、 龍驤将軍、 輔国将軍などが見られる。(これらは当然その官序の過程で黄門郎、 **驍騎将軍、游撃将軍、** 建威将軍、振威将軍、奮威将軍、 建武将軍、 中書侍郎 先述した黄門 尚書左右丞 前軍将軍、 尚書左右丞

以上の官に登れば、

うしたことを察せしめるに足る史料がのこされている。輔国将軍は第三品である。宋斉時代、

その時点以降にそのものの子が起家する際、

秘書郎、

著作佐郎などに起家する。つまり、その子の家格は

父が次門出身であっても第三品 わい輔国将軍に関して、

さい

そ

以上のような将軍号は第三品、第四品官としての実質をすでに失っていたとすべきである。

- 32 -

甲族のそれとなる。そうしたことを知ったうえで、『宋書』巻一百自序を見ると、沈林子が宋初に輔国将軍に任ぜられ、 国の左常侍に除されている。この王国左常侍除任に当って、宋の文帝は璞を引見して、 しているが、甲族としての起家をした気配がない。すなわち、邵は奉朝請に起家し、弟の璞は呉郡主簿に辟された後、南平王 三年に輔国将軍のまま死亡している。林子には邵、璞らの子があった。この邵と璞とはいずれも林子の死後にあいついで起家

てつく官であることについてはすでに述べた。右は輔国将軍がもはや第三品官としての実質を失っていたことをよく示した事 といっている。清塗は甲族出身者がそれとして歩む官途のことである。奉朝請、王国左常侍がもっぱら次門出身者がそれとし(\*\*) 吾昔以弱年出藩、卿家以親要見輔。今日之授、意在不薄。王家之事、一以相委。勿以国官乖清塗為罔罔也

## 三 御史中丞の官位

に超然とした形で存在する官に、御史中丞と中書通事舎人とがある。中書通事舎人については次節に譲り、本節では御史中丞 うしたなかにあって、右の措置と切り離された官もまた存在しているということである。そうしたいわば家格のヒエラルキー 踏まえたうえで国政運営を行っており、その限りでは右のような措置は当然のこととすべきかもしれない。しかし、問題はそ 間に存在する矛盾の調和がはかられたことをいくつかの官をとりあげて述べた。東晋南朝の天子は右の家格のヒエラルキーを 前節において「濁官」化した官の官位を実質的に下げることによって、甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーと官制との

御史中丞についても前節まで見た諸官と同様に、 東晋から宋にかけて、 甲族層のそれに対する評価が低下したと考えられる。

『通典』巻二十四職官六(御史)中丞に、

について見る。

江左中丞雖亦一時髦彦、然膏梁名士猶不楽。

とあり、その割注に、

王球甚矜曹地。遇従弟僧朗除御史中丞。球謂曰、

とあるのはそうしたことを察せしめる。王球は王導の曾孫で、 父は東晋後期に司徒などについた謐であり、 もとより甲族であ

汝為此官、不復成膏梁矣。

**- 33** -

る。その他『宋書』巻六十王准之伝に、王准之について、

とある。これも御史中丞に対する評価が芳しいものではなかったことを示したものとされるのではなかろうか。 宋台建、除御史中丞。……准之父訥之祖臨之曾彪之。至准之、四世、居此職。准之嘗作五言。范泰嘲之曰、 卿唯解弾事耳。

なった。『南斉書』巻三十三王僧虔伝に、王僧虔について、宋の大明年間のこととして、 いずれにしても御史中丞をめぐる大勢が以上のようなものであるだけに、甲族層によってそれへの就官が忌避されるように

遷御史中丞領驍騎将軍。甲族向来多不居憲台。王氏以分枝居烏衣者位官微滅。僧虔為此官、 乃曰、此是烏衣諸郎坐処、

亦可試為耳

を示したものとすべきである。それだけに、これから御史中丞が次門層のつくべきものと観念されていたことが察せられよう。 も秘書郎に起家しており、もとより甲族である。(右の史料に見える甲族というのは小論でいう制度としての甲族とはややず 減」というのは、准之らの家格が次門程度になっていたことを示しているとされよう。一方、王僧虔は父が曇首で、僧虔自身 伝を見ると、准之は王国右常侍に起家し、その後つぎつぎに尚書祠部郎、尚書中兵郎などについている。したがって「位官微 とある。烏衣の諸郎というのは、具体的には先に挙げた王彪之以下王准之(及びその後)に至る人々をさす。『宋書』王准之 るという措置がとられるはずである。しかし、御史中丞一官についてはそうした措置がとられた気配はないのである。 にしたがうと、こうした性格の官は甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの存在に規制されて、その実質的官位を引き下げ れるところが有るかもしれないが、この際それを無視してもよかろう。)。右は甲族としての僧虔が変則的な官序をとったこと ところで、宮崎市定氏は『九品官人法の研究』の中で、「清要官の発達」と題して、秘書郎、著作佐郎等に起家する階層の ところで、御史中丞は魏晋以来一貫して第四品にランクされている。これは宋斉時代にあっても変化ない。先述したところ

という官歴である。御史中丞の官序上の地位は右の官歴に引き当てた際、結論的にいうと、 中書侍郎・黄門郎・太子中庶子の内二官―尚書吏部郎または司徒左長史―侍中 尚書吏部郎

(以下吏部郎という)

もしくは司徒左長史と同位であったと考えられる。以下それについて述べる。

人々、小論でいう甲族層に属する階層の人々がとる官歴について考察され、彼等が一般的にいうと次のような官歴を経ること

を明らかにされた。すなわち、

# 『宋書』巻八十七蕭恵開伝に、蕭恵開について

大明二年、……入為尚書吏部郎、不拝。徙御史中丞。世祖与劉秀之詔曰、今以蕭恵開為憲司、 冀当称職。 但一往服領、

自殊有所震。及在任、百僚畏憚之。八年、入為侍中。

とあるのは、御史中丞と吏部郎が官序上同位にあったことを察せしめるところがあろう。

今、吏部郎を基準として御史中丞の現われかたを見ると、吏部郎の前に現われる場合とその後に現われる場合とがある。 ま

ず、前に現われる例をあげると、『宋書』巻九十二王悦伝に、王悦について、

とあり、『南斉書』巻四十三王思遠伝に、王思遠について、 泰始中、為黄門郎、御史中丞。……遷尚書吏部郎、侍中。

とあり、『梁書』巻十三沈約伝に、沈約について 仍遷御史中丞。……建武中、遷吏部郎。

尋為御史中丞。……隆昌元年、除吏部郎。

とあり、「梁書」巻二十六范岫伝に、范岫について、

遷御史中丞領前軍将軍南北兗二州大中正。……義師平京邑、 承制徴為尚書吏部郎、 参大選。

とあるものなどがあげられよう。

遷尚書吏部郎、御史中丞。

次に、後に現われる例として、『宋書』巻五十四羊玄保伝に、羊玄保について、

とあり、『宋書』巻五十五臧燾伝に、臧燾の孫臧潭之について 太宗世、歴尚書吏部郎、御史中丞。

とあり、『宋書』巻五十九殷淳伝付(弟)殷沖伝に、殷沖について、

復為太子中庶子、尚書吏部郎、 御史中丞、 有司直之称。

とあり、「宋書」巻七十袁淑伝に、袁淑について 元嘉二十七年、遷尚書吏部郎。……還為御史中丞。

- 35 -

とあり、『宋書』八十一顧覬之伝に、顧覬之について、

還為揚州治中従事史、……尚書吏部郎。…世祖即位、 遷御史中丞。

とあり、『南斉書』巻四十四徐孝嗣伝に、徐孝嗣について

遷尚書吏部郎、……転充御史中丞。

とあり、『梁書』巻十四任昉伝に、任昉について、「天監の改革」以前のこととして

とあるものがあげられよう。次に、司徒左長史を基準にして見ると、吏部郎の場合と同様に、 天監二年、……重除吏部郎中、参掌大選、居職不称。尋転御史中丞、秘書監領前軍将軍。 御史中丞がその前後に現われる

事例が見い出される。まず、司徒左長史の前に現われる場合であるが、『宋書』巻五十五傅隆伝に、傅隆について、 太祖元嘉初、……遷御史中丞。当官而行、甚得司直之体。転司徒左長史!

とあり、『宋書』巻六十荀伯之伝に、荀伯之について、

遷太子僕、御史中丞。……出補司徒左長史。

とあるものがあげられる。

次に、司徒左長史の後に現われる例としては『南斉書』巻三十七到撝伝に、 到撝につい

世祖即位、……又除長沙王中軍長史、司徒左長史。……永明元年、……転御史中丞!

世祖即位、召為御史中丞。……除司徒左長史。明年、遷御史中丞。

とあるものがあげられる。また、『宋書』巻四十二劉穆之伝を見ると、劉穆之の孫、

劉瑀について、

とあり、 司徒左長史の前後に御史中丞が現われる例も見い出せる。

以上より、御史中丞が官序上吏部郎、司徒左長とほぼ同位に位置づけられていたことが理解されよう。また、 司徒左長史と同等の官位を有しているとするならば、御史中丞就官の次に侍中が現われるはずであるが、ここで『南斉

善音吐。世祖令対虜使、

兼侍中。上每歎其風器之美。

王倹在

御史中丞が吏

巻三十四庾杲之伝を見ると、 |庾杲之||遷黄門郎、兼御史中丞。尋即正。杲之風範和潤、

曰、杲之為蟬冕所照、更生風采。陛下故当与其即真。帝意未用也。

に遷った例もいくつか存在する。先に見た蕭恵開の他、顔之伯、袁顗、沈沖、沈昭略、王瞻などがそうである。丞から直接侍中に遷る人事が決して不当なものでなかったことを示しているのではなかろうか。事実、御史中永 書に、孔琳之は祠部尚書に、陸澄は秘書監にそれぞれ直接遷っている。(紫) 接侍中以外の第三品官に遷る例も見られる。先に見た任昉が秘書監に遷ったのもその事例とされるが、 とある。王倹は当時の官界を代表する人物としてさしつかえない。右は結局実現しなかったが、当時の官界にあって、 一つ二つ別の官(そのほとんどが外官)を経て侍中に遷る例もいくつかあるが、今は省略にしたがう。 その他臧潭之は左民尚 その他御史中丞から直 御史中丞から直接侍中 その他中間に

晋に入るとその官品が第五品に改定された。その後さらにその地位を上昇させ、第四品相当の官になったと考えられ ら推して、この武帝による官制改革は、 は御史中丞のつぎに侍中等の流内第十二班の官に遷ることが予定されていることを示したものである。)。先に述べたところか あろう。)。とすると御史中丞は宋斉時代、名実ともに第四品としての官位を保持せしめられていたとして大過なかろう。 が公式に第四品に改定された形跡はない。(司徒左長史は晋時代第五品。宋斉時代は不明であるが、吏部郎とほぼ似たもので ちなみに梁の「天監の改革」において、 さて、すでに指摘されているように吏部郎は魏西晋にあっては第六品であったが、 御史中丞についていえば、 御史中丞は流内十八班制にあって、流内第十一班の第一位に置かれている。 旧来の動向をほぼ忠実に踏まえたものとされよう。 その地位の上昇にともなって、

## 四 中書通事舎人の官位

ようになった。そうした種類の官の代表的なものとして、台の令史などがある。(&) にしたがってそれも段段むつかしくなり、大体七品官止まりとなり、さらに、つくべき官の種類も一部特定のものに限られ に起家するわけであるが、九品官人法の最初の主旨では、彼等は原則として第六品官に登り得るものであったが、 が最下位におかれていたことになる。彼等は郷品六、七、八、九品をもつ階層で、(第九品官より下位の「官」である)流外 甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの規制から離れた形で存在する官として、さらに中書通事舎人が考えられ 右の体制にあっては(原則として官界とは無縁である三五門層の存在を除くと)官界との関連でいうと、 時代が降る

この際注意されるのは、

右のような後門層がつくべき九品官が勲位

(勲品とも記される場合もあるが、

以下勲位とい

う)とされていることである。『唐六典』巻十四諸陵署、令各一人の項の注に

斉職儀、毎陵令一人、品第七、秩四百石、……旧用三品勲位。

とある。これは後門出身のものが流外より登ってつく第七品官が、(三品) 勲位と呼ばれていたことを示す。 身者の極官が第七品官のうちの勲位という体制が生じたわけである かくて、

べておられる。氏は以下のように述べられている。 後門層のつく九品官がわざわざ勲位とされた理由についてであるが、これについては越智重明氏が示唆的な見解を述

際単に第七品官とするよりも二品勲位とか三品勲位とかいった方がその官界での地位がはっきりする。 きりするだけに、敢えてそうしたことが予想される。例えば宋時代二品勲位と三品勲位とはともに第七品官である。 それ(後門層のつく九品官のこと=筆者)が勲位である際勲位で記した方が官品で記すよりもその官界での地位 はっ

九品官の官序上の地位が引き下げられたことがあげられると考える。『南斉書』巻五十六劉係宗伝に、劉係宗について、 それでは、 泰始中、為主書。以寒官累遷、至勲品。元徽初、為奉朝請、兼中書通事舎人員外郎 官界での地位がはっきりするとは具体的にどういうことかというと、筆者は(そのひとつとして)勲位としての

以上の出身者のつくべき九品官の下位に位置づけられていたことが理解できよう。こうした勲位制もまた甲族層を頂点とする る。寒官は流外の「官」をさすとすべきである。かくて後門層が流外より登ってつくべき九品官(=勲位)が、官序上次門層 品官(この際は奉朝請)についたことを示したものとされよう。右は後門出身のつくべき「官」には少なくとも寒官と勲位と とある。これは、係宗が後門層出身者として寒官となり、そのなかで次第に昇進して勲位に至り、のちに次門層のつくべき九 家格のヒエラルキーの存在に規制されて出現したものとされよう。しかし、ここにあっても右の体制から離れた形で存在する の二つの種類があり、勲位が寒官のうえにあること、さらにそのうえに次門層以上のもののつくべき官があることを示してい

『南斉書』巻五十六の序に、中書通事舎人について

官がある

(宋) 孝武以来、士庶雑選。

とある。中書通事舎人は第七品であったと考えられる。ここに中書通事舎人に庶(後門層以下の階層の人々)を用いることに

人々がつくべきとされる官は勲位とされるべきである。ここで『宋書』巻九十四戴法興伝を見ると、巣尚之について、 なったことが示されている。今、これについて考えてみよう。先述したような大勢にしたがうと、こうした後門層(以下の)

考建初、補東海国侍郎、仍兼中書通事舎人。

とある。王国侍郎は次門層のつくべき官である。また、先に引いた『南斉書』劉係宗伝に、 泰始中、為主書。以寒官累遷、至勲品。元徽初、為奉朝請、兼中書通事舎人員外郎。 劉係宗について

となろう。 のものもその本来の極官を越えるという体制が出現したという観点から見た際、自ずから家格のヒエラルキーから離れたもの こうしたその任用にその出身階層を問わないとする九品官の存在は、結果的にそれへの就官によって、後門層(以下)の出身 に、後門層(以下)のものもまた用いるという措置が、宋の孝武帝以来とられるようになったことを示したものとされよう。 見た次門劉休が中書通事舎人についている。かくて今問題としている記事は、本来次門層のつくべき(勲位ではない)九品官 い。なによりも次門層出身者の官序の過程に中書通事舎人が現われていることが、そのことを如実に示している。例えば先に 上寒官、勲位を経た後に、奉朝請、員外散騎侍郎などとともに現われる中書通事舎人が勲位であったとはとうてい考えられな とあった。奉朝請、員外散騎侍郎についてはすでに述べた。孝建、泰始、元徽はいずれも宋の孝武帝以降の年号である。

き続き持たされている。『隋書』巻二十六百官志上に、中書通事舎人について、 れは次門層(以上?)のもののつくべき官である。また、その任用に家格(この際は甲族と次門)を問わないとする性格も引 なお、梁の「天監の改革」において、中書通事舎人はその流内十八班制のなかで流内第四班の第三位の官とされている。

梁用人殊重。簡才能、不限資地。

とあるのはそれを察せしめる。

#### 結び

、て機能した甲族、 東晋南朝の政治、 次門、 社会を理解するうえで無視できないものとして、おそくとも西晋末ころに形態をととのえ、東晋南朝にお 後門、三五門という家格のヒエラルキーがある。東晋南朝の天子はこうした家格のヒエラルキー

踏まえて国政の運営を行っているが、 その運営の間に用人が変化したため、 この家格のヒエラルキー に基づく官達上の制

矛盾する官がいくつか生ずるようになった。 この官制上の矛盾に対して、南朝の天子のとった対応の仕方にはふたつの型が見られる。

.官制上矛盾するようになった官の実質的な官位を引き下げて、家格のヒエラルキーとの調和をは

□官制上矛盾するにもかかわらず、旧来の官位を名実ともに保持させたまま存在せしめる。これは家格のヒエラルキー · の存

いかる。

在を無視した措置である。

口にあてはまる官として御史中丞と中書通事舎人の二官がある。 のふたつの型である。()にあてはまる官として少府、 散騎常侍、 五校尉、 都水使者の諸官といくつかの将軍号があげられる。

以降の官序なりを決めるという大勢のなかに生じたものである。それだけに宀の措置は、天子の支配権力の行使が郷論を踏まろで、甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーは、晋南朝の官人が郷論におされ、その郷論に基づく郷品が起家の官なりそれ 性が発揮されたところに生じたものとされよう。 えた形で打ち出されたものであり、一方口の措置は、 さて、(魏)晋南朝の天子の支配権力の行使には二面性があり、一面ではその独自性を示し、 それらは決して乖離するのではなく、それなりの一体制を保ちながら晋南朝史(のひとつの側面を)形作っている。 天子の支配権力のもつもうひとつの側面である郷論に拘束されない独自 他面では郷論との同質性を示

右は東晋南朝の天子の支配権力のもつ二面性が、官制再編成上具体的に現われた事例とされる。

ということに大きな責を負うべきものであった。それだけに魏晋南朝の天子は、その職務の遂行に期待するところが大きかっ 人の官位を敢えて低下させなかったのは、この二官のもつ上述のような性格と決して無関係ではなかろう。 また、中書通事舎人は周知のように天子の支配意志を具現化したような官であった。 御史中丞はその職掌について見ると、官人の職務怠慢乃至職務不遂行の糾弾等に示されるように、 南朝の天子が御史中丞と中書通事舎 国政の正常な運営

なお、官には貴族(甲族)勢力の独占するものもある。天子の支配権力を論ずるとすれば、それをも取り上げるべきである。

こうした点については次稿以下で述べる。

- 1 越智重明氏、『魏晋南朝の貴族制』一九八二年。とくに同書第五章「制度的身分=族門制をめぐって」。
- 甲族(層)、次門(層)、後門(層)、三五門(層)という呼称もこの著書によった。
- 2 宮崎市定氏、『九品官人法の研究』第二編第三章九「勲位の成立」一九五六年。前掲「制度的身分=族門制をめぐって」。
- 3 小論を作製するにあたって、前掲の越智、 宮崎氏の著書の他、周一良氏、「南斉書丘霊鞠伝試釈兼論南朝文武官位及清濁」(『魏晋南北
- 朝史論集』一九六三年)から益を受けた。
- 4 越智重明氏、「南朝の清官と濁官」(『史淵』第九十八輯)。
- 5 「梁書」巻十三沈約伝。
- 6 あげた諸論考の他、越智重明氏、「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐって」(『史淵』第九十七輯)による。 甲族(層)、次門(層)、後門 (層)が具体的にどのような官に起家し、どのような官につくべきであったかについては、(1)、(4)に
- 7 8 前掲、「南斉書丘霊鞠伝試釈兼論南朝文武官位及清濁」。 「宋書」巻八十三黄回伝。
- 9 『梁書』巻九曹景宗伝。
- 10 「梁書」 巻十三沈約伝。
- 11 「梁書」 巻十一張弘策伝。
- 13 12 「梁書」 「梁書」巻九王茂伝。 巻十蔡道恭伝。
- 14 巻八十三宗越伝。
- 15 「南斉書」巻二十七王玄載伝。
- 17 16 **『南斉書』巻五十三裴昭明伝。** 「宋書」巻八十三任農夫伝。
- 18 前掲、「南朝の清官と濁官」。
- 19 拙稿、「梁の武帝による官位改変策をめぐって」(『九州大学東洋史論集』第十三号)。
- 20 **『宋書』巻五十四沈曇慶伝。**
- $\widehat{21}$ 巻八十一顧琛伝。

- 22 「宋書」巻八十七蕭恵開伝。
- 23 **『宋書』巻八十七殷琰伝。**
- 25 「梁書」巻四十九劉昭伝。

24

『南斉書』巻三十四虞玩之伝。

- 26 「南斉書」巻四十二王晏伝付 (弟)
- 27 「南斉書」巻五十三沈憲伝。
- $\widehat{28}$ 「南斉書」巻五十三李珪之伝
- 29 「南斉書」 李珪之伝。

30

『南斉書』巻五十三孔秀之伝

- 31 「梁書」巻二十六蕭琛伝。
- 32 「梁書」巻三十六孔休源伝。

33

『南斉書』巻五十六劉係宗伝。

- 34 「南斉書」巻五十六呂文顕伝。
- 35 「南斉書」巻三武帝本紀。
- 36 に起家する階層の人々(小論でいう次門層)の官序に尚書左右丞が現われることが指摘されている。 中村圭爾氏、「南朝の九品官制における官位と官歴―梁十八班制成立をめぐって―」(『史学雑誌』第八十四編第四号) に 奉朝請など
- 37 38 校門制をめぐって」。 原則として甲族は二十歳以上二十四歳以下、次門は二十五歳以上二十九歳以下、後門は三十歳以上で起家する。前掲、 「制度的身分=
- 唐長孺氏、「士族的形成和升降」(「魏晋南北朝史論拾遺」一九八三年)。
- 39 前掲、『九品官人法の研究』第二編第三章十一「寒官の発達」。
- 40 『梁書』巻三十七何敬容伝末に付せられた陳の姚察の言葉に典型的である。
- 41 **『宋書』巻八十四鄧琬伝。**
- 42 「南斉書」巻三十四劉休伝。
- 43 川合安氏、「南朝財政機構の発展について」(『文化』第四十九巻第三・四号)
- 周捨が散騎常侍についたのは王亮が罪を得て帰家する以前である。王亮が罪を得て廃されたのは梁の天監二年のことである (『梁書』

#### 卷十六王亮伝)。

- 45 『晋書』巻九十一徐貌伝。
- 「宋書」に現われるものとして(数字は巻数)。

路茂之(41)劉道隆(45)檀祗(47)孟懐王(47)毛脩之(4)庾悦(53)杜幼文(6)劉恢(8)徐甚之(71)南平穆王義宣(72)建平宣簡王宏(72)沈

懷明(77)蕭思話(8)鄧琬(8)王蘊(8)戴法興(9)徐爰(9)阮田夫(9)沈林子(0)。

「南斉書」に現われるものとして、

高帝(1)武帝(3)豫章文献王(22)崔祖思(28)劉善明(28)蘇侃(28)垣栄祖(28)崔文仲(28)周山図(29)周奉叔(29)江謐(31)荀伯玉(31)張岱

(32)臨川献王映(35)劉悛(37)胡諧之(37)蕭赤斧(38)蕭穎胄(38)沈文季(4)王秀之(46)孔稚珪(48)張沖(49)裴叔業(57)崔慧景(51)虞愿(53

傅琰(53)。

47 前掲、「制度的身分=族門制をめぐって。」

48 前揭、 「南朝の清官と濁官」。

49 第二編第三章四「清要官の発達」。

51 『宋書』巻八十四袁顗伝。 50

「宋書」巻七十七顔之伯伝。

52 「南斉書」巻三十四沈沖伝。

53 「南斉書」巻四十四沈文季伝付(兄子)沈昭略伝。

前朝のめぼしい官人を自己の府に入れた後に受禅するという当時の慣例にしたがったもので、特例的なものと考えられる。例えば『梁 『梁書』巻二十一王瞻伝。王瞻は御史中丞より蕭衍(後の梁武帝)の覇府の属僚となった後侍中に遷っているが、この覇府への任用は

- 巻二十一王暕伝など。

<u>55</u> **『宋書』巻五十六孔琳之伝**。

<u>56</u> 「南斉書」巻三十九陸澄伝。

57 、正式に第四品に改定されている。前掲、『九品官人法の研究』第二編第四章一「梁の武帝の制度改革」。 前掲、「清要官の発達」。なお、吏部郎は「天監の改革」に先立つ梁の天監二年の官制改革において、宋斉時代の実情に適合せしめるべ

58 前掲、 「勲位の成立」、「制度的身分=族門制をめぐって」。

59 「勲位の成立」。

- 60 越智重明氏、「魏晋南朝の最下級官僚層について」(『史学雑誌』第七十四編第七号)。
- 61 「制度的身分=族門制をめぐって」。
- <u>62</u> 年)などで示されている見解にその多くを負うている。 晋南朝の天子の支配権力と郷論との関連についての理解は、越智重明氏が『魏晋南朝の貴族制』・『魏晋南朝の人と社会』(一九八五
- (6) 家格のヒエラルキーに馴染まない人事行政が行われようとする際、州大中正ひいては郷論の抵抗があったことについては、 の武帝による官位改変策をめぐって」。
- (4) 越智重明氏、「魏晋南朝の御史中丞」 (『史淵』第百二十輯)。
- 補(1) 前掲、「南斉書丘霊鞠伝試釈兼論南朝文武官位及清濁」及び「梁の武帝による官位改変策をめぐって」。

前掲、『九品官人法の研究』第二編第三章十二「将軍号の発達」。

補(2)

- 補(3) 「濁官」の官位が実質的に引き下げられた反面、「清官」の官位が実質的に引き上げられている。次節に述べる尚書吏部郎、司徒左長 史についてはすでにそのことが指摘されているが、その他左・右衛将軍、太子左・右衛率についても、そうしたことがいえる。これに ついては別の機会に総合的にとりあげる。なお、梁の「天監の改革」において、左右衛将軍は流内第十二班、太子左右衛率は流内第十
- 補(4) 『南斉書』巻四十九王績伝によれば、甲族出身の王績が太子舎人より中書通事舎人に転じているが、これは太子中舎人の誤りとすべ 班にそれぞれ位置づけられている。

きであろう。前掲、『南朝の九品官制における官位と官歴―梁十八班制成立をめぐって」。